


新型コロナウイルス感染症対策に関する提言書

(市長宛て)

- 1 新型コロナウイルス感染症に関する情報及び、国、県、市が実施する対応策や支援策について、市民の不安の払拭と市民の適切な行動を促すため、市民や事業者に分かりやすい広報を積極的に行うこと。
- 2 各施策の相談窓口を明確化し、国籍等にかかわらず子供から高齢者まで全ての市民が相談しやすい体制の強化・充実を図ること。
- 3 感染拡大防止策を徹底し、特に密集化リスクの高い施設において、クラスター感染への対策・対応の強化を図ること。
- 4 地域の緊急経済対策として、生活困窮者への支援や倒産・失業防止等の支援を可及的速やかに進めるとともに、感染の収束時期には景気浮揚対策を迅速に実施できるよう、事前準備を行うこと。
- 5 休業延長を見据え、在宅における児童生徒の学力維持向上を図るため、GIGAスクール構想に係る計画の前倒しを含め、インターネットなどを活用した自主学習支援ができるよう、体制整備に努めること。
- 6 各種対策に必要な財源の確保に当たり、財政調整基金や国の臨時交付金の活用をはじめ、不急事業の見直しや先送りなどの検討も併せて行うこと。


提言3への対応

公共施設や医療機関等における感染症予防や消毒のために必要な資材を追加購入



提言1、2への対応


国や県と共に市が実施する支援策の案内を特別定額給付金申請書に同封するなどの方法により全戸配布



提言から実現した主な感染症対策支援


提言5への対応

小中学校の児童生徒1人1台の学習用タブレット端末及び校内無線LAN環境を整備



提言4への対応

刈谷商工会議所及び刈谷市商店街連盟が行うプレミアム商品券の発行などに要する経費を補助



新型コロナウイルス感染症拡大防止等に係る緊急支援対策事業費(22億468万2千円)の内訳

- 1 感染拡大の防止を図ります **5,537万4千円**
障害福祉施設・介護施設等の新型コロナウイルス感染拡大防止対策の支援など
- 2 市民の生活を守ります **8億4,750万円**
水道料金・下水道使用料の基本料金の免除、子育て支援臨時給付金の支給など
- 3 事業の継続と経済活動の回復を図ります **9億6,470万3千円**
事業者の休業協力要請への協力金、信用保証料の補助率及び補助限度額の拡充など
- 4 子どもたちの学習環境を整備します **3億3,710万5千円**
小中学校の児童生徒1人1台の学習用タブレット端末及び校内無線LAN環境の整備など

この定例会は5月13日に招集され、会期1日間で同日に閉会しました。今回は議案など12件が提出されました。

主な議案は、新型コロナウイルス感染症拡大防止等に係る緊急支援対策などに関する令和2年度刈谷市一般会計補正予算についてなどです。

また、議員提出議案が追加上程され、「新型コロナウイルス感染症の対策強化を求める意見書」が全会一致で可決され、内閣総理大臣及び関係大臣に対して意見書が提出されました。議案は全て原案のとおり可決などされました。

あ ら ま し

5 月 臨 時 会

新型コロナウイルス感染症の対策強化を求める意見書 (内閣総理大臣及び関係大臣宛て)

新型コロナウイルス感染症は国境を越えて急速な勢いで拡大し、世界保健機関(WHO)が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言するなど、国際的な脅威となっています。こうした中、政府は5月4日に、全国を対象に緊急事態宣言の期間を5月末まで延長しました。

緊急事態宣言発令による外出の自粛・休業要請等は、感染拡大防止に必要な措置ではありますが、個人消費は激減し事業継続が困難な事業者も出始め、家計や企業の経済活動は過去に例を見ない、極めて厳しい状況となっています。一方、医療現場では体制や医療物資の供給問題、介護現場では休業による在宅介護の問題、教育現場では学校再開の問題等々、課題は山積んでいます。

国会では、既に緊急経済対策を盛り込んだ令和2年度補正予算が成立しています。しかし、市民からは、休業に伴う損失や家賃への補償など、更なる支援の上積みを求める声が高まっており、今回の補正予算では規模も対策内容も十分とは言えません。

よって、国においては、国民の生命と暮らしを守るため、感染終息に向けた対応の強化や緊急事態宣言延長に伴う補助の更なる充実等、国民生活の安定・安心に資するための第2次補正予算を今国会において成立させ、下記事項の施策を迅速かつ確実に講じられまよう強く要望します。

記

- 1 国民が冷静に行動できるよう、迅速で正確な情報提供を行うとともに、PCR検査をはじめとする検査体制の拡充等、感染者、治療者及びその家族等への支援策を実施すること。
- 2 事業所の継続と雇用を守ることは国民生活の安定・安心の源泉であり、経済的な困窮に陥っている労働者や事業者等の実態を踏まえ、家賃補償を含む一層の厚い支援策を迅速かつ満遍なく長期間実施すること。
- 3 医療崩壊という最悪の事態を招かないよう、地方の医療機関における円滑な医療実施のための体制整備に対する支援を行い、医療用マスク、防護服、消毒液等の医療物資の確保に万全を期すこと。併せて、介護・看護施設等における新型コロナウイルス感染症による問題解消策を実施すること。
- 4 諸外国と連携してワクチンの開発や治療法の確立等に速やかに取り組むこと。
- 5 学校休業が長期化する中、児童生徒や学生の学ぶ機会を確保し、学力の維持・向上につながる学習環境の整備を推進すること。併せて、学校再開への対応において、十分な財政措置を講じるとともに就学支援新制度の適用要件を緩和すること。
- 6 地方自治体が行う各種支援施策に対し、臨時交付金追加等を含めた十分な助成を財政力に関わりなく公正に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年5月13日

刈谷市議会